

うきは市ウィークリースタンス実施要領

1 目的

令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されていることを踏まえ、全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。

2 対象

うきは市発注の全ての工事及び測量、設計、調査等業務委託に適用する。ただし、災害対応等緊急を要する場合は除く。

3 取組内容

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

<依頼日・時間及び期限に関すること>

(1) 休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。

<会議・打合せに関すること>

(2) 業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない。

(具体的な時間を設定)

(3) 打合せは Web 会議等の活用に努める。

<業務時間外の連絡に関すること>

(4) 業務時間外の連絡を行わない。(メール含む)

(5) 受発注者間でノー残業デーを情報共有する。

4 実施方法

受注者によって、勤務時間、定時退社日等が異なることから、柔軟性をもった取組とする。

工事や業務に差し支えないよう、スケジュール管理を適切に実施し、取組を実施する。

着手時の打合せにおいて、設定した取組内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

5 適用年月日

本要領は、令和6年9月1日以降に契約する案件から適用する。なお、令和6年9月1日より前に契約した案件においても、適用可能なものについては積極的に取り組むものとする。

附 則

この実施要領は、令和6年9月1日から施行する。